

国立大学法人富山大学情報公開に関する開示・不開示の審査基準

平成17年12月15日制定

平成20年4月1日改正

平成25年4月1日改正

平成26年6月24日改正

平成29年6月13日改正

令和2年7月1日改正

国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）に法人文書の開示請求があったときは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年12月5日法律第140号）（以下「法」という。）により、開示に係る法人文書に次に掲げるいずれかの情報（不開示情報）が記録されている場合を除き、開示請求者に当該法人文書を開示する。

1 個人情報（法第5条第1号）

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることによって個人の権利利益（名誉、感情などを含む。）を害するおそれがあるもの

《不開示と考えられるものの例》

- 1) 職員・学生の自宅住所・電話番号等
- 2) 人事選考関係資料（氏名、履歴等）
- 3) 健康診断・カウンセリングの記録
- 4) 懲戒処分関係情報（氏名、懲戒内容等）
- 5) 学生個人に関する情報（学籍（休・退学を含む。）、成績、教育・生活相談等の記録、卒業後の就職先等）
- 6) 学校推薦型選抜・大学院入試等の答案及び合否判定資料
- 7) 学生指導関係文書

ただし、個人情報であっても、次の情報は開示する。

- イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分

《開示と考えられる個人情報》

イの例示

- 1) 研究者総覧
- 2) 叙勲・褒章受章者名簿

ロの例示

薬品の安全性等の研究に携わった研究者の個人情報で公にすることが必要と認められるもの

ハの例示

文書に付された総務課長，係長等の職名等

2 独立行政法人等非識別加工情報（法第5条第1号の2）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第9項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第10項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「独立行政法人等非識別加工情報」という。），独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた同条第5項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）から削除した同条第2項第1号に規定する記述等又は同条第3項に規定する個人識別符号

3 法人等情報（法第5条第2号）

法人その他の団体（国，独立行政法人等及び地方公共団体を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で，次に掲げるもの。

イ 公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位，その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 本学の要請を受けて，公にしないという条件で任意に提供されたものであって，法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの，また，公にしない等の条件を付すことが情報の性質，当時の状況に照らして合理的であると認められるもの

《不開示と考えられるものの例》

イの例示

- 1) 「民間等との共同研究」等に関し相手方から提供されたノウハウ
- 2) 工事請負者施工成績一覧

ロの例示

企画立案の資料，アンケートの回答等で公にしないとの条件が付されたもの

ただし，法人等情報であっても，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報は開示する。

4 審議検討等情報（法第5条第3号）

国の機関，独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議，検討又

は協議に関する情報であって、次に掲げるおそれのあるもの

イ 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ

ロ 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ

ハ 特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ

《不開示と考えられるものの例》

イの例示

1) 報告、答申等で現在検討・審議中のものの記録

2) 学部、学科等改組で現在検討中のものの記録

3) 人事選考（採用、昇任等）の記録

ロの例示

入試制度改革素案（出題科目変更案等）

ハの例示

1) キャンパス移転候補地リスト（地方公共団体との交換文書など）

2) 機種選定や仕様策定に係る検討記録

5 事務・事業支障情報（法第5条第4号）

事務・事業情報のうち公にすることにより、次に掲げるおそれのあるもの及びその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法・不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

《不開示と考えられるものの例》

ロの例示

1) 麻薬、毒物、劇物等の毒性、危険性、病原性等の強い物質の受払い、保管に関する情報

2) ID、パスワード等のネットワークセキュリティー関係情報

ハの例示

1) 学部入試、学校推薦型選抜、大学院入試等の出題者名簿

2) 入試制度改革関係資料

ニの例示

- 1) 入札前の予定価格, 積算内訳書
- 2) 大学が当事者となっている訴訟に関する資料

ホの例示

科学研究費補助金研究計画調書で採択前のもの, 又は不採択のものへの例示

- 1) 人事異動原案
- 2) 人事選考(採用, 昇任等)関係資料
- 3) 勤務評定関係記録

附 則

この基準は, 平成17年12月15日から施行し, 平成17年10月1日から適用する。

附 則

この基準は, 平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は, 平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は, 平成26年7月1日から施行する。

附 則

この基準は, 平成29年6月13日から施行し, 平成29年5月30日から適用する。

附 則

この基準は, 令和2年7月1日から施行し, 令和2年4月1日から適用する。